

著作権法改定
あなたは大丈夫

違法ダウンロードと違法アップロード

2012年10月から違法ダウンロードが罰則化される可能性が高まりました。「違法コンテンツ」のダウンロードはもちろん以前から違法でしたが罰則がありませんでした。罰則化が施行されると、2年以下の懲役または200万円以下の罰金となります。ネットが発達して、ファイルのダウンロード、アップロードは手軽で身近な行為になっています。そこで今回はファイルのダウンロード、アップロードについてご説明したいと思います。

「違法コンテンツ」って何？

今回の罰則化で**違法コンテンツ**と呼ばれるものは、権利者に無断でアップロードされた音楽や動画のことをさします。音楽や映画、着うたやゲーム音楽、テレビ番組やLIVE映像などが該当します。違法コンテンツだと知らずにダウンロードした場合は違法ダウンロードにはなりません、知らなかった事を証明する必要があったり、様々な状況で「知っていたはず」と判断される可能性があります。



「違法ダウンロード」とは違法コンテンツのコピー(ダウンロード)のことで、ストリーミングなどの再生、視聴のみの場合は、違法にアップロードされた映像や音楽であっても、違法ダウンロードとはみなされません。

2010年1月の著作権法改定が元になっている今回の罰則化ですが、違法ダウンロードの対象となっているのは音楽と動画だけです。公式サイト以外の映画やテレビ番組、アニメや音楽などは間違いなく違法コンテンツであり、違法ダウンロードとなります。怪しいサイトには近寄らないようにしましょう。

アップロード要注意！それをしたら違法です・・・

違法ダウンロードのことを書きましたが、最近ではフェイスブックやツイッター、ブログをお持ちの方も多と思います。その方たちはダウンロードよりアップロードの機会の方が多いかも知れませんね。そこで怖いのが**違法アップロード**です。違法アップロードの罰則は違法ダウンロードより重いものです。知らないうちに違法アップロードをしているかも知れません。ここからは、少し例をあげてアップロードについて説明をさせていただきます。

スカイツリーを撮影した写真や、有名建築家が建てた建築物の写真をブログに掲載したら・・・

芸術的な建築物には、著作物として著作権が発生する場合がありますが、この場合の著作権は、建築物をそっくりそのまま真似(複製)して、同じような別の建築物を建てた場合に著作権侵害となります。それ以外は例えば建物のミニチュアを作成しても違法ではありません。



有名レストランで綺麗に盛り付けられた料理を撮影して個人のブログにアップ。著作権侵害？

料理に著作権は発生しません。従って写真を掲載しても著作権侵害にはなりません。ただし、食べ物を素材にした芸術品(マジパンや飴細工)の場合は著作物となる場合があります。また、「撮影禁止」のお店の場合はNGです。お店の人に一言断ってから撮影しましょう。



ディズニーランドで撮影したパレードの写真を個人のブログに掲載。これって違法？

営利目的ではなくても、キャラクターをネットに無断で掲載すると「複製した」と判断されます。多くの人が目にするようになるため、私的利用の範囲を超えることとなります。従ってこれは違法です。子供が描いたキャラクターの絵をネットに掲載するのも違法になります。



芸能界で活躍している同級生との修学旅行の写真を個人のブログにアップ・・・これは違法？

有名人、著名人の肖像には宣伝効果や商品価値があるため、勝手にネットに掲載すると肖像権やプライバシーの侵害などになるおそれがあります。

有名人、著名人に限らず「人物写真」を無断でサイトに掲載すると肖像権の侵害に当たります。



大好きなアーティストの歌詞を個人のブログに掲載しました。音楽じゃないから大丈夫？

たとえ音楽ファイルでなくても、歌詞も音楽の著作物とみなされており、著作権が発生します。そのため営利を目的としないサイトでも歌詞を掲載すると著作権の侵害になります。いくら好きなアーティストのお気に入りの歌詞でも、無断で掲載するのは違法になります。



AKB48の歌を自分で歌ってYouTubeに投稿しました。著作権法に違反？

YouTubeやニコニコ動画は、日本音楽著作権協会(JASRAC)と、協会が管理する楽曲を利用できる包括契約を結んでいます。そのため、JASRAC管理楽曲をユーザーが演奏、歌ったりしている動画を投稿することができます。但し、個人のサイトへのアップロードはNGです。



YouTubeからダウンロード・・・

左ページの最後に、動画投稿サイト「YouTube」のことを書きましたが、「YouTube」にアップロードされている動画のダウンロードは違法ダウンロードにならないのでしょうか？

YouTubeへのアップロードは、利用規約で著作権等について厳しく規定されていますので、アップロードされた動画は違法コンテンツではないはず。YouTube

ということで、ダウンロードしても違法にはならないでしょう。但し、アップロードされた動画の中に、著作権や肖像権侵害にあたる動画が全く無いとは言い切れません。もし、そのような動画をダウンロードした場合は違法ダウンロードとみなされる場合もあります。

ちなみにYouTubeでは、動画のダウンロードは規約で禁止しています。違法ではありませんが、規約違反になりますのでYouTubeの動画は、ダウンロードではなく、再生して楽しむ事にしましょう。

アップロードでの注意点は、JASRAC管理楽曲を自分が演奏したり歌った動画はOKだけど、CD音源やPV(プロモーションビデオ)をアップロードするのはNGだということです。自分で作成した映像のBGMに、CD音源を使った動画は、違法コンテンツとなるのです。

この点、ニコニコ動画では、エイベックスと契約済みで、エイベックスに所属するアーティストのCD音源を使用した動画のアップロードが許可されています。上記は、あくまでYouTubeやニコニコ動画へのアップロードの場合であり、自分のブログやサイトへのアップロード、掲載は違法になります。



ネット環境が発達したコンピューターの社会では、アップロードやダウンロードは日常的に行われる行為です。また、デジタルデータは複製も手軽にできるため、知らないうちに著作権などについての意識が薄れてしまいがちです。今回の「違法ダウンロードの罰則化」は、そんな私たちへの警鐘かも知れません。今一度、自分の行為に違法なことはないか、振り返ってみませんか。

法律の解釈は難しく、状況により判断が分かれる場合もあります。今回の内容は、あくまでも一般的な例として記載致しましたことをご了解ください。



開発室から

今回の表紙の写真は、スマホのカメラで撮影しました。撮影後、パソコンを開くとDropBoxのフォルダに、スマホで撮影した写真が自動で保存されていました。スマホから転送する手間が省けて、とっても便利です。DropBoxのアプリは、カメラを良く使う人にオススメです。